

## 子ども手当の廃止を求める意見書（案）

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が平成22年4月1日に施行され、既に各地方自治体において子ども手当の支給が始まっている。

同法における子ども手当は、中学卒業までの子供を対象に月額13,000円を支給することとされているが、その政策目的はあいまいであり、政策効果を判断することは難しい。また、その仕組みは、従来の児童手当の支給対象を中学卒業まで広げ、所得制限を撤廃しただけのものであり、本来国の負担により支給を行うべきはずが地方や事業主の負担を残したままとなっている。

さらに、従来の児童手当のかわりに子ども手当が支給されても、所得税などの扶養控除の廃止により、実質的に負担増となる世帯が生じていることや、日本国内に住所を有する外国人が母国に残している子供には支給される一方で、親が外国にいる日本人の子供には支給されないことなど、制度として多くの矛盾を抱えている。

これらの矛盾を解消すべく、政権与党である民主党は新たなマニフェストにおいて子ども手当の見直しを発表したが、その財源確保策はいまだ不明確であり、制度の検証も不十分なままである。

よって、国におかれては、現行の子ども手当を廃止するとともに、子育て支援施策の全面的な見直しを行い、真に国民に望まれる制度を構築されることを強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日（議決年月日）

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
国家戦略担当

あて

横浜市議会議長名